パブリック・コメント制度による

「第6期富士市障害福祉計画· 第2期富士市障害児福祉計画(案)」

に対する意見募集の結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見募集方法 ①富士市ウェブサイトへの掲載

②障害福祉課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧

3人

(2)募集期間 令和3年1月4日(月)~令和3年2月5日(金)

(3) 意見提出方法 ウェブサイトの送信フォーム・電子メール・郵便・FAX

担当課への直接提出

2 意見募集結果

(1) 意見提出者の数

(2)提出。	12件		
(3)ウェブページアクセス件数		276件	
(4) 意見の反映状況			
>	反映する(一部反映を含む)	O件	
>	既に盛り込み済み	9件	
>	今後の参考にするもの	2件	
>	反映できないもの	1件	
>	その他	O件	

令和3年3月

富士市 福祉こども部 障害福祉課

「第6期富士市障害福祉計画・第2期富士市障害児福祉計画(案)」の パブリック・コメントに対する意見及び回答

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できない もの」、「5 その他(案件とは無関係な意見等)」の5区分

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	医療的ケア児の通学(普通学校、特別支援学校など)など保護者の負担のない通学の保証を進めるべきではないか。	地域で生活する医療的ケア児の増加に伴い、小学校、中学校、特別支援学校に通学する医療的ケア児も年々増加してきております。 現在、医療的ケアを必要とする児童生徒は保護者の送迎によって通学しており、様々な支援ニーズが生じていると考えられます。 本計画中に医療的ケア児の通学支援について個別の記載はありませんが、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係支援検討会議を開催し連携を図るとしおりますので、このような協議の場において、医療的ケア児の通学支援も含め、地域で暮らす医療的ケア児の通学支援も含め、地域で暮らす医療的ケア児及び保護者への支援について検討して参ります。	3 今後の参 考にするも の
2	医療型児童発達支援ニーズ調査を行うべきではないか。	現在、在宅で生活しながら引などで生活しながら引などで使用し、痰の吸する未ずで生活し、痰の吸するますのできるが増えてきるできており、地増加し、地増加し、地増加し、も増加が増えていますが、も増加が、のと見込まれてい況にはでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一	' - ' -

			0.55.
3	医療的ケア児、重症心身障害児者のレスパイト施設を富士圏域に作る必要があるのではないか。	医療型短期入所は、介護者の体調不良、冠婚葬祭や旅行などの事情により一時的に在宅介護が困難となる期間に医療的ケア児や重症心身障害児者を入所させ、必要な支援を行うサービスであり、医療的ケア児や重症心身障害児者が地域において在宅生活を続ける上で重要な資源です。しかし、現在、富士市と富士宮市には医療型短期入所を実施する医療機関がなく、ニーズに応えられていません。このような状況のなか、県と連携して市内の医療機関に働きかけて参りましたが、富士市立中央病院において令和3	2 既に盛り 込み済み
		年度から医療型短期入所を実施するべく準備が進められており、計画中の新規施設等整備個所数に見込んでおります。 今後も医療的ケア児、重症心身障害児者の短期入所利用確保に取り組んで参ります。	
4	富士市医療的ケア児等支援検討会議を 開催してほしい。静岡県在宅重症心身障 害児者対応多職種連携研修準備検討委 員会、富士圏域自立支援協議会重症心身 障害児者部会として協力する。	地域で生活する医療的ケア児の増加により、医療的ケア児及び保護者への支援ニーズも多様化し、増加していくものと考えられます。 医療的ケア児及び保護者が適切な支援を受けられるよう、富士市医療的ケア児等支援検討会議を開催し、保健、医療、福祉、保育、教育等の各部署の連携を図るとともに、富士市障害者自立支援協議会、富士圏域自立支援協議会をはじめ幅広い関係機関の参加をお願いし、取組を広げてまいります。	'''
5	障害者福祉における就労支援制度には ①第三者との相談機会の増加 ②継続支援の拡幅 ③各支援施設・企業との交流 ④移行支援上の訓練の高度化 が必要だと考える。	本計画は、富士市障害者計画に定める本市の障害福祉施策に関する基本理念などを踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備するための計画です。 障害者の就労支援については、令和5年度末における福祉施設から一般就労への移行者数などについて成果目標を設定し、成果目標を達成するために必要になる就労支援事業の利用量を見込み、サービスの提供不足に対応し、地域において生活する障害者に適切なサービス提供を行うため、新規施設等整備予定箇所数を見込んでおります。 相談支援体制の充実・強化に向けた取組については、相談支援事業者の新規参	2 既に盛り込み済み

入を促すなど地域の相談支援体制の拡充を図るとともに、障害福祉課に設置する富士市障害者基幹相談支援センターと障害者等相談支援事業者が連携して、障害種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者への専門的指導・助言や人材育成などに取り組むこととしております。

また、障害福祉サービスなどの多様化と事業所の増加に対応し、適切にサービスを利用していただくため、障害福祉サービスなどの質の向上に取り組むこととしております。

現在、行政、事業者などが協働する組織である富士市障害者自立支援協議会、富士圏域障害者自立支援協議会の就労部会において、就労支援サービスの提供に当たっての課題の共有と解決に取り組んでいるところでありますが、今後もこれらの活動を推進し、誰もが地域の一員として安心して自分らしく生活するために必要な就労支援を受けられる体制の充実を図って参ります。

就労支援に関わる障害者本人、家族、事業所関係者の意見聴取による現状分析が示されていないので、適確な意見提出が難しいのではないか。

本計画は、富士市障害者計画に定める 本市の障害福祉施策に関する基本理念 などを踏まえ、障害福祉サービス等の提 供体制を計画的に整備するための計画 です。

障害者の就労支援については、精神障害者も含めて、令和5年度末における福祉施設から一般就労への移行者数などについて成果目標を設定し、成果目標を達成するために必要になる就労支援事業の利用量を見込み、サービスの提供不足に対応し、地域において生活する障害者に適切なサービス提供を行うため、新規施設等整備予定箇所数を見込んでおります。

本計画中に、精神障害など各障害種別の現状分析や就労支援計画の記載はありませんが、各成果目標の達成に向け、 障害福祉サービス等の提供体制の確保 に努めてまいります。 4 反映でき ないもの

6

7	精神障害者の長期入院解消や地域社会での生活の安定、就労支援のため必要な条件は何か、病院や事業所、行政の果たす役割分担を明らかにしたい。	本計画においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、富士市障害者自立支援協議会に保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することとし、協議の場における目標設定と評価の実施回数、参加者数について活動指標を設定しております。また、この協議の場には富士圏域スーパーバイザーに参加していただき、富利にで書者自立支援協議会の地域取り組むことにしております。これらの活動を推進し、精神障害者の長期入院解消や地域社会での生活の安定、就労支援に向けた病院や事業所、行政の果たすべき役割についても明らかにして参ります。	込み済み
8	社会復帰の前提として、通院治療中の障害者について、精神保健福祉士の悉皆訪問による現状把握など行政の果たす役割、体制の充実を求めたい。	本計画においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、富士市障害者自立支援協議会に保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することとし、協議の場の開催回数、協議の場における目標設定と評価の実施回数、参加者数について活動指標を設定しております。また、この協議の場には富士圏域スーパーバイザーに参加していただき、富圏域障害者自立支援協議会の地域移行定着部会と連携して課題の解決に取り組むことにしております。これらの活動を推進し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らして会りに行政の果たす役割を明らかにし、体制の充実を図って参ります。	2 既に盛り 込み済み
9	精神障害者が利用する就労支援事業所が抱える問題の解決のためには障害者本人の病状安定、事業所における人間関係、仕事上のトラブル解決が欠かせない。障害者本人、家族と病院ケースワーカー、事業所の支援員をつなぐ役割、行政(保健所、市障害福祉課)の支援、ソフト面での精神保健福祉士配置の充実が望まれる。	本計画においては、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むこととしております。また、障害福祉サービスなどの多様化と事業所の増加に対応し、適切にサービスを利用していただくため、障害福祉サービスなどの質の向上に取り組む体制を構築するとしております。現在、行政、事業者などが協働する組織である富士市障害者自立支援協議会、富	2 既に盛り 込み済み

		士圏域障害者自立支援協議会の就労部会において、就労支援サービスの提供に当たっての課題の共有と解決に取り組んでいるところでありますが、今後もこれらの活動を推進し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく生活するために必要な就労支援を受けられる体制の充実を図って参ります。	
10	就労支援事業所にあっては精神保健に理解のある支援員の配置が大切ではないか。	本計画では、障害福祉サービスなどの 多様化と事業所の増加に対応し、適切に サービスを利用していただくため、障害 福祉サービスなどの質の向上に取り組 む体制を構築するとしております。 行政、事業者などが協働する組織であ る富士市障害者自立支援協議会の就労 部会において、就労支援サービスの提供 に当たっての課題の共有と解決に取り 組んでいるところでありますが、今後も これらの活動を推進し、適切なサービス 提供体制の充実に努めてまいります。	2 既に盛り 込み済み
11	障害者に適した仕事の確保についてハローワークと連携強化していくことが必要。障害者の就労について労働環境の整備、労働基準法や労働安全衛生法の遵守、指導が求められる。	障害者に適した仕事の確保についる は、事業者などが協働する組織会の 就労事業者をとかにないででの 就労事業者の情報を表すのでは、 が大きなである。 また、でであります。 また、でであるとがでおります。 また、でであるには、一般続きとの連絡調整では、就労支援を利用しての課題がでありまます。 また、でであるには、では、での連絡のでは、は、できるにといる。 は、が労力にでは、できるには、できるには、できるには、できるには、できるには、できるには、できるには、できるには、できるに、できる。 できるにとができた。ないでは、おりにといるに、からの活動を進めることで、やす会がします。 これらの活動を進めることで、やす会がします。 にてはできないてはできないでは、に、かりに努めてます。 にてはできるにといるとで、かけるとで、かけるとで、かけるに、がしたの活動を進めることで、かけるに、に、がは、は、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に	2 既に盛り込み済み

	精神障害者の就労支援策にあってはハ	本計画においては、福祉施設から一般	2 既に盛り
	一ド面の充実と合わせてソフト面での	就労への移行について成果目標と活動	込み済み
			込み済み
	支援策、具体化の計画もあってよいので	指標を定めており、目標を達成するため	
	はないか。	に必要になる就労支援事業の利用量を	
		見込み、サービスの提供不足に対応し、	
		地域において生活する障害者に適切な	
		サービス提供を行うため、新規施設等整	
		備予定箇所数を見込んでおります。	
40		また、精神障害にも対応した地域包括	
12		支援システムの構築に向けて、保健、医	
		療、福祉等の関係者による協議の場を設	
		置し、関係機関が連携して課題の解決に	
		取り組むこととしております。	
		これらの活動を推進し、精神障害者が	
		地域の一員として安心して自分らしく	
		生活するために必要な就労支援を受け	
		られる体制の充実を図って参ります。	